無料相談

■市民総合相談課（市役所駅南庁舎１階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口　41番窓口》

内　容： 日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員応対）
と　き： 平日8:30 ～ 17:15（面談・電話相談）TEL 0857-20-4894
平日17:15 ～ 22:00（電話相談）TEL 090-8715-9280
土日祝日8:30 ～ 22:00（電話相談）TEL 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00 ～ 17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター　42番窓口》

内　容： 訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員応対）
と　き： 平日8:30 ～ 17:15（面談・電話相談）TEL 0857-20-3863

下記の予約・問い合わせは TEL 0857-20-3862まで

■法律相談【電話予約制】

内　容： 法律全般（弁護士応対）
と　き： 3/7（火）・14（火）・21（火）・28（火）
13:00 ～ 15:30（定員各５人ずつ）
ところ： 駅南庁舎
予　約： 2/24（金）8:30 ～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内　容： 遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人応対）
と　き： 3/22（水）13:00 ～ 15:30（定員５人）
ところ： 本庁舎
予　約： 3/17（金）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内　容： 採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士応対）
と　き： 3/8（水）13:00 ～ 15:30（定員５人）
ところ： 駅南庁舎
予　約： 3/1（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内　容： 土地境界などに関すること（土地家屋調査士応対）
と　き： 3/16（木）13:00 ～ 16:00（定員３人）
ところ： 駅南庁舎
予　約： 3/9（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。　**※要予約**
と　き： 2月15日（水）13:00 ～ 16:00
ところ： 県庁 会議室（東町一丁目）
問 県消費生活センター（県庁第二庁舎２階東部消費生活相談室）
TEL 0857-26-7605 FAX 0857-26-8144

行政への困りごと相談（無料）

内　容： 国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員応対）
と　き： 2/8（水）・21（火）・28（火）・3/2（木）
13:30 ～ 15:00、
ところ： 2/8＝輝なんせ鳥取、2/21＝さざんか会館、
2/28＝トスク本店インフォメーションルーム、
3/2＝市役所駅南庁舎
※翌月７日までの情報を掲載しています。
問 鳥取行政評価事務所 TEL 0857-24-5542

特設人権相談

と　き： 2月9日（木）13:00 ～ 16:00
ところ： さざんか会館（富安二丁目）
内　容： 人権問題全般（人権擁護委員応対）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
問 鳥取地方法務局人権擁護課 TEL 0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル TEL 0570-003-110

人権・生活相談（無料）

と　き： 2月2日（木）・7日（火）・9日（木）・14日（火）・16日（木）・21日（火）・23日（木）・28日（火）
15:00 ～ 17:00（定員各２人ずつ）
ところ： 人権交流プラザ（幸町151）
内　容： 人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー応対）
問 中央人権福祉センター
TEL 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067
※相談日以外でも、平日9:00 ～ 16:45は人権福祉員が応対しています。

行政書士無料相談

と　き： 2月11日（土・祝）10:00～15:00　**※当日受付、先着順**
ところ： 県立図書館２階　小研修室
内　容： 相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可などの手続きなど（行政書士応対）

と　き： 3月5日（日）10:30 ～ 14:30　**※当日受付、先着順**
ところ： 用瀬図書館　おはなしの部屋
内　容： 相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士応対）
問 鳥取県行政書士会事務局 TEL 0857-24-2744

司法書士無料相談会

と　き： 2月16日（木）16:00 ～ 18:00　**※要予約**
ところ： 県立図書館２階　小研修室
内　容： 相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
問 鳥取県司法書士会 TEL 0857-24-7024

税の無料相談会

２月23日の『税理士記念日』にちなんで、税理士による『税の無料相談会』を開催します。
と　き： 2月18日（土）10:00 ～ 16:00
ところ： とりぎん文化会館２階 第２会議室
問 中国税理士会鳥取支部事務局 TEL 0857-26-9563

未来につなぐ相続登記相談会

と　き： 2月10日（金）10:00 ～ 16:00　**※要予約**
ところ： 鳥取地方法務局３階 共用会議室
内　容： 相続登記・空き家のことでお困りではありませんか？「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト鳥取」（法務局職員、司法書士、土地家屋調査士）が無料で相談に応じます。
問 鳥取地方法務局登記部門 TEL 0857-22-2293

カウンセラーによる『こころの相談会』

と　き： 2月19日（日）9:30 ～15:00　**※要予約・秘密厳守**
ところ： 県立図書館２階 大研修室
内　容： 子どものこと、家族や知人のこと、自分のことなど、日頃気になっている悩みや困りごとをカウンセラーに話してみませんか？
問 ライフサポートセンターとっとり
TEL 0120-82-5858 FAX 0857-32-5454

市民伝言板

市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

鳥取県東部中小企業青年中央会主催
2月オープン例会特別講演会

時:2月16日（木）19:00～21:00／所:とりぎん文化会館梨花ホール／容:人を、組織を動かすには ～橋下流、戦略的表現から学ぶ～　▷講師:橋下徹さん（橋下綜合法律事務所）／料:2000円（当日2500円）▷販売:今井書店／対:中学生以上／連:鳥取県東部中小企業青年中央会 TEL 0120-073-900

鳥取おやこ劇場バザー

時:2月18日（土）11:00～14:30／所:とりぎん文化会館展示室 フリースペース／容:手作り品、日用品・古着のリサイクル品の販売、工作、ゲームコーナーなど／連:鳥取おやこ劇場 TEL 0857-24-6680

簡単パッチワーク教室
カードケースを作りましょう！

時：２月26日（日）13:30 ～ 15:30／所：鳥取ガスグループショールームサルーテ／容：財布の中でかさばるカードをすっきり収納できる、可愛くて簡単なカードケース作り　▷講師：福本美智子さん／員：10人（予約優先）／料：1000円（材料費込）／持：針、糸／募：２月15日（水）まで／連：下村 TEL 0857-30-2020

絵本の夢まつり～いざ！冒険のせかいへ～

時:3月5日（日）10:00～15:00／所:高齢者福祉センター2階体育館（さざんか会館隣）／容:大人も子供も心おどるワークショップ。美味しくて幸せ感じる飲食ブース。絵本の読み聞かせにフォトスポットも！ みんなで、絵本のせかいへ、いざ!／料:無料／持:下足袋／連:はるちゃんちplus　藤田
MAIL ehon.yumematsuri@gmail.com

鳥取市むつみカレッジ生徒募集
平成29年度（4月1日～30年3月31日）

容:生徒募集（旧働く婦人の家）※学習概要ガイダンスは、「輝なんせ鳥取」（福祉文化会館3階）のカウンターに設置しています。／受付:2月18日（土）10:00～12:00に福祉文化会館4階ロビーにて／連:鳥取むつみカレッジ事務局 TEL 090-4650-4831（川口）
お気軽にお越しください。

※４月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、２月15日（水）までに、ハガキ、ファクシミリ（FAX 0857-20-3056）または電子メール（MAIL shihou@city.tottori.lg.jp）で秘書課広報室まで。

紙面の都合により掲載できない場合があります。あらかじめご了承ください。

No.047 ガード博士とメープル助手の消費者トラブル講座

問 駅南庁舎鳥取市消費生活センター
TEL 0857-20-3863

気軽に名義を貸したら……

メープル助手

証券会社を名乗る人から電話があり、「鳥取市に大手食品会社の工場が進出することになった。地域限定で購入できる社債があるので購入しないか。興味がないのであれば、購入したいという人がいるので名義だけでも貸してほしい。お金は必要ないので名義だけでも貸してくれないか」と言われたので、名義を貸すことを承諾した。後日、また電話があり、「名義貸しは犯罪。このままだと逮捕される。逮捕されないために、後で返金するので先に購入代金を振り込んでほしい」と言われた。どうしたらよいか。

【アドバイス】
この事例のように、名義貸しを承諾すると、その後「名義貸しは犯罪行為になる」などと言われ、解決のためのお金を要求されるという相談が寄せられています。このような要求をされても相手にせず、絶対にお金を支払わないようにしましょう。お金の取戻しは極めて困難です。
一度電話に出ると切りにくくなります。自衛策として、電話機を常に留守番電話の設定にしておき、必要に応じて後でかけ直すようにするのも有効です。少しでも不安を感じたら、当消費生活センターに相談してください。

ガード博士からのワンポイント！

ガード博士